

各単組委員長、担当者 様

日本食品関連産業労働組合総連合会
事務局長 山本 健二
政策局長 栗田 博

日頃のご活動に敬意を表します。

マイナンバー制度が 2016 年 1 月から開始されます。

連合は、2010 年 10 月に本制度に対する考え方を確認し、その早期導入に向けて取り組んできました。その後、2013 年 5 月に制度導入が決定され、制度の具体化が進むとともに、2015 年 9 月 3 日、「マイナンバー等改正法案」が衆議院本会議において可決・成立され、利用範囲の拡大など新たな動きが見られることから、マイナンバー制度に係る連合の考え方を補強・再整理しました。フード連合としても 5 月に政策情報 No.9 でマイナンバー制度の内容についてお知らせしています。2015 年度政策情報 No.1 で「マイナンバー制度に係る連合の考え方の再整理」と「マイナンバー等改正法案」についてお知らせします。

フード連合／政策情報 No.1

1. マイナンバー制度に係る連合の考え方の再整理

＜マイナンバー等改正法案に対する連合の考え方＞

(1) 預貯金口座へのマイナンバーの付番

- 預貯金口座への付番および資力調査や税務調査等における利用については、不公平税制の是正、安心と信頼の社会保障制度の実現に資するものと評価する。
- ペイオフにおける利用についても、国民の預金債権の保護に資するものと評価する。

(2) 医療等分野における利用範囲の拡充

- 継続的な保健事業の推進に向けて、特定健診・保健指導の情報を保険者間で引き継げるようにすること、また、安全性・効率性の観点から予防接種履歴を地方自治体間で引き継げるようにすることは理解できる。

(3) 年金情報等に関する経過措置

- 日本年金機構による個人情報流出を受け、日本年金機構については、個人番号の利用、特定個人情報の照会および提供（情報連携）を一定期間停止する経過措置がとられることが見込まれている。
- 政府は、今後同様の問題が発生しないよう、この経過措置期間中に年金事務における個人情報保護策のさらなる徹底と国民の信頼回復に努めるべきである。

(4) 特定優良賃貸住宅の管理におけるマイナンバーの利用

- 特定優良賃貸住宅は、国・地方自治体から家賃補助があるものの、低所得世帯を対象としておらず、制度として社会保障分野にも属さないため、この業務での活用は問題であり、修正するべきである。

(5) 個人情報の保護と有用性の確保に関する制度改正

- 個人情報全般の取り扱いを監視・監督する第三者機関の設置については、連合の要求に沿ったものであり、評価できる。ただし、第三者機関の運営にあたっては、個人情報漏洩に対する不安を払拭するべく、人員の確保、教育・研修も含めて万全の体制を整える必要がある。

(6) 地方自治体における情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携

- 地方自治体が住民合意の下で決めた独自利用事務について他の地方自治体等との情報連携を行うことは地方分権の前進と捉えることもできるため、基本的には尊重されるべきである。ただし、それらにあたっては、情報管理体制の整備はもとより、住民にメリット・デメリットを十分に周知・広報した上で、丁寧な合意形成に努めるべきである。

<今後の取り組み>

(1) 連合本部の取り組み

- マイナンバー制度が国民に信頼される利便性の高いものとなるよう、政府、政党、地方自治体への要請や審議会等での意見反映を行う。また、経営者団体などマイナンバー制度に関連する団体との情報交換を通じ、労使ともに円滑な導入、およびトラブル防止策をはかる。
- マイナンバー制度に係る連合の考え方を構成組織、地方連合会へ周知する。

(2) 地方連合会の取り組み

- 地方自治体が条例を定めようとする場合は、地方議員と連携して住民への丁寧な説明をし、合意形成をはかれるよう取り組む。
- 導入後の地方自治体における実施状況を確認し、必要に応じて地方議員と連携し地方自治体へ改善を求める。

(3) 構成組織の取り組み

- 加盟組合に対してマイナンバー制度に係る連合の考え方を周知するとともに、加盟組合からの問い合わせなどに対して適宜情報提供を行う。

(4) その他

- 労働組合も通常業務においてマイナンバーを利用、管理することなどから、連合本部より構成組織・地方連合会に対して、制度の内容や制度開始に伴う対応などについて周知する。

2. マイナンバー等改正法案

2015年9月3日、「マイナンバー等改正法案」が衆議院本会議において与野党の賛成多数で可決・成立しました。法案審議中の本年6月には日本年金機構による個人情報流出が発覚し、マイナンバー制度における個人情報保護策に対しても国民の不安が高まりました。それを受けて、改正法案には、日本年金機構におけるマイナンバーの利用・情報連携を一定期間停止する修正が加えられています。また、個人情報全般の取り扱いを監視・監督する第三者機関が設置されます。

個人情報の保護に関する法律 及び 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律

個人情報保護法

個人情報の保護と有用性の確保に関する制度改正

- 個人情報の取扱いの監視監督権限を有する第三者機関（個人情報保護委員会）を特定個人情報保護委員会を改組して設置 など

番号利用法

特定個人情報（マイナンバー）の利用の推進に係る制度改正

- 金融分野、医療等分野等における利用範囲の拡充
⇒預貯金口座への付番、特定健診・保健指導に関する事務における利用、予防接種に関する事務における接種履歴の連携等

マイナンバーの利用範囲の拡大等について

『世界最先端IT国家創造宣言』(平成26年6月24日閣議決定)等を踏まえ、さらなる効率化・利便性の向上が見込まれる分野についてマイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用を図るとともに、マイナンバー制度の主たる担い手である地方公共団体の要望等を踏まえ、所要の整備を行う。

1. 預貯金口座へのマイナンバーの付番

- ① 預金保険機構等によるペイオフのための預貯金額の合算において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 金融機関に対する社会保障制度における資力調査や税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようにする。

2. 医療等分野における利用範囲の拡充等

- ① 健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診査情報の管理等に、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 予防接種履歴について、地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。

3. 地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等

- ① すでにマイナンバー利用事務とされている公営住宅(低所得者向け)の管理に加えて、特定優良賃貸住宅(中所得者向け)の管理において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。
- ③ 地方公共団体の要望等を踏まえ、雇用、障害者福祉等の分野において利用事務、情報連携の追加を行う。

【参考】

『世界最先端IT国家創造宣言』(平成25年6月14日閣議決定) 抄

Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

マイナンバーによる情報連携等により、更なる効率化・利便性の向上が見込まれる分野については、制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮しつつ、マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討を進める。

以上